

議第148号

山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例の制定について

山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例

(京都市地域水道条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市地域水道条例
- (2) 京都市地域水道の管理に関する条例
- (3) 京都市京北地域水道の管理に関する条例
- (4) 京都市大原簡易水道整備基金条例

(京都市職員定数条例の一部改正)

第2条 京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号イ中「公共下水道事業」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業」を加える。

(京都市水道事業条例の一部改正)

第3条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「で、同条第3項に規定する簡易水道事業以外のもの」を削る。

第8条第2項中「前項の概算額」を「同項の概算額」に改める。

第24条の2第1項第2号中「前号の規定を適用して得た」を「別表第9に掲げる」に、「同号の規定を適用して得た」を「同表に掲げる」に改め、

同条に次の1項を加える。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が定めるときは、この限りでない。

第24条の3第1項及び第3項本文中「配水施設」を「水道施設」に改める。

(京都市公共下水道事業条例の一部改正)

第4条 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「(京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道(以下「特定環境保全公共下水道」という。)に係る事業を除く。以下同じ。)」を削る。

第1条の3各号列記以外の部分中「公共下水道事業」を「公共下水道(公共下水道事業により設置する公共下水道をいう。以下同じ。)」に改め、同条第1号中「特定環境保全公共下水道」を「特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「(特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改め、同項第1号表以外の部分中「または」を「又は」に改め、同号の表及び同項第2号の表中「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改める。

第4条中「排水設備」を「管理者は、排水設備」に、「構造の」を「構造に係る」に改め、「基準」の右に「(以下「設置等基準」という。)」を加え、「は、管理者が」を「について、」に改める。

第5条第1項本文中「または」を「又は」に、「とき」を「者(請負契約によるものにあつては、注文者)」に、「その計画」を「、当該排水設備工事に係る排水設備の計画」に、「排水設備の設置及び構造の技術上の基準」を「設置等基準」に、「その確認」を「、管理者の確認」に改

め、同条第2項中「前項の確認を得た場合であっても、」を削り、「または」を「又は」に、「、これを行なう」を「行う」に改め、同条第3項前段中「しゅん工後直ちに」を「(管理者が定める軽易な修繕工事を除く。)をしゅん工したときは、管理者が定めるところにより、その旨を」に、「しゅん工検査」を「、管理者の検査」に改め、同項後段中「しゅん工検査」を「当該検査」に、「管理者の」を「管理者が」に改める。

第15条第1項中「使用者(公共下水道の排水区域内において、汚水を公共下水道に排除することにつき管理者に届出をした者及び第12条第2項に規定する排水施設を使用して公共下水道に汚水を排除することにつき管理者に届出をした者をいう。以下同じ。)は、公共下水道に」を「公共下水道を使用する者(以下「使用者」という。)は、公共下水道への」に、「時から」を「時から、」に改める。

第16条の2第2項中「居住者」を「当該共同住宅に居住する者」に改める。

第20条第3項中「、2月」を「2月」に、「係る」を「ついて、2月の中途において汚水の排除をやめたときその他当該認定により難いときの」に改め、「、前条に定めるもののほか、当該使用者を1月の汚水排出量の認定を行うこととしていた使用者とみなして」を削る。

第21条第2項中「期限」を「納入期限」に改める。

第24条第3項中「第21条第1項」を「第21条各項」に改める。

(京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部改正)

第5条 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業(簡易水道事業を除く。以下同じ。)及び」を「水道事業、」に、「(京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業を除く。以下同じ。)」を「及び特定環境保全公共下水道事業」に改める。

第2条及び第3条中「及び公共下水道事業」を「, 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」に改める。

(京都市特別会計条例の一部改正)

第6条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第1号から第3号までを削り, 第4号を第1号とし, 第5号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

(京都市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部改正)

第7条 京都市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市公共下水道事業等への地方公営企業法の適用等に関する
条例

本則を第1条とし, 同条に見出しとして「(適用の範囲)」を付し, 同条中「京都市の公共下水道事業(京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業を除く。)」を「次に掲げる本市の事業」に改め, 同条に次の2号を加える。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業

本則に次の1条を加える。

(特定環境保全公共下水道事業の経理)

第2条 特定環境保全公共下水道事業の経理は, 公共下水道事業特別会計において行うものとする。

(京都市水道事業基金条例の一部改正)

第8条 京都市水道事業基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「(京都市水道事業条例第1条に規定する水道事業をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「基金は,」の右に「公営企業管理者(以下「」を, 「管

理者」の右に「(という。)」を加える。

(京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例の一部改正)

第9条 京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道」を「特定環境保全公共下水道(特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道をいう。)」に改める。

第3条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

基金は、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が管理する。

第4条中「市長」を「管理者」に、「歳入歳出現金に」を「特定環境保全公共下水道事業の業務に必要な経費として」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

(京都市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第10条 京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

第1条の見出しを「(特定環境保全公共下水道事業の設置)」に改め、同条第1項中「の公共下水道(以下「特定環境保全公共下水道」という。)」を「、特定環境保全公共下水道事業」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「特定環境保全公共下水道」の右に「(特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道をいう。以下同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(経営の基本)

第1条の2 特定環境保全公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するものとする。

第2条第1号中「基づき認可を受けた」を「基づく」に改める。

第4条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項本文中「こう配」を「排水渠^{きょ}の断面積」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「こう配」を「排水渠^{きょ}の断面積」に、「つど」を「都度」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に、「別に定める排水設備の」を「その」に改める。

第7条第1項本文中「あらかじめ」を「工事着手前に」に、「別に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に、「受けなければ」を「受け、指定期限内に当該工事をしゅん工しなければ」に改め、同項ただし書中「別に」を「管理者が」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項前段中「別に」を「管理者が」に、「完了した」を「しゅん工した」に、「市長」を「管理者」に改め、同項後段中「別に」を「管理者が」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に改め、「文書により」を削る。

第8条前段中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項前段中「別に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項前段中「北部地域下水道に限り、」を削り、「別に」を「管理者が」に改める。

第11条第2項中「別に」を「管理者が」に改め、同条第3項前段中「別に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「別に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条前段中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「汚水を特定環境保全公共下水道に排除することにつき第9条第1項前段の規定により届け出た者及び汚水を許可排水施設を使用して特定環境保全公共下水道に排除することにつき第12条第2項において準用する第9条第1項前段の規定により届け出た」を「特定環境保全公共

下水道を使用する」に改め、「時から、」の右に「下水道使用料（以下「」を、「使用料」の右に「」という。）」を加える。

第16条の前の見出し中「北部地域下水道の」を削り、同条第1項前段中「北部地域下水道の」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「770円」を「650円」に改め、同条第4項中「別に」を「管理者が」に改める。

第17条第1項前段中「市長」を「管理者」に改め、「北部地域下水道の」を削り、同条第2項中「770円」を「650円」に改める。

第17条の2第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項前段中「北部地域下水道の」を削り、同条第2項中「98円」を「83円」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第21条第1項中「北部地域下水道にあつては別に定めるところにより」及び「又は京都市地域水道の管理に関する条例第13条第1項、京北下水道にあつては京都市京北地域水道の管理に関する条例第8条又は第9条」を削り、「それぞれの」を「その」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項前段中「氷雪又は」を「氷雪若しくは」に、「コンクリート」を「又はコンクリート」に、「市長」を「管理者」に改め、同項後段中「市長」を「管理者」に改め、同条第5項中「市長」を「管理者」に改め、「北部地域下水道にあつては」を削る。

第22条第1項前段中「市長」を「管理者」に改める。

第23条の見出し中「北部地域下水道の」を削り、同条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「北部地域下水道の」を削り、同条第2項後段中「770円」を「650円」に、「1,540円」を「1,300円」に、「別表第6」を「別表第5」に、「別表第7」を「別表第6」に、「98円」を「83円」に、「196円」を「166円」に、「別表第8」を「別表第7」に改める。

第24条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「北部地域下水道にあつては」及び「及び第20条の規定，京北下水道にあつては第19条及び第20条」を削り，同条第2項中「北部地域下水道の」及び「及び第20条」を削り，同条第3項中「別に」を「管理者が」に改める。

第25条第2項中「市長」を「管理者」に，「期限」を「納入期限」に改める。

第26条第1項本文中「臨時使用」の右に「(工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。)」を加え，「市長」を「管理者」に，「つど」を「都度」に改め，同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第27条第2項中「別に」を「管理者が」に，「市長」を「管理者」に改め，同条第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「市長」を「管理者」に改め，同条に次の2項を加える。

- 2 管理者は，使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは，当該使用料から1月当たり20円に100分の108を乗じて得た額を減額する。この場合において，当該額に1円未満の端数があるときは，これを切り上げる。
- 3 前項の規定にかかわらず，使用者の責めに帰すべき理由により第25条各項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは，この限りでない。

第29条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り，「市長」を「管理者」に改める。

附則第6項前段，第9項及び第10項前段中「別に」を「管理者が」に改める。

別表第1中	排水管のこう配	を	排水渠 ^{きよ} の断面積	に改
	100分の2以上		排水人口の区分に応じ、 中欄に掲げる内径の排 水管と同程度以上の流 下能力のある断面積	
	100分の1.7以上			
	100分の1.5以上			
	100分の1.2以上			

める。

別表第2から別表第7までを次のように改める。

別表第2（第16条関係）

汚 水 排 出 量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10 ^円
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	183
200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	201
500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	213
5,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において汚水を排除する場合の汚水排出量で30立方メートルを超える部分	15

別表第3 (第17条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
5立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第4 (第18条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
8立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183

200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第5 (第23条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10 ^円
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	183
400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	201
1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	213
10,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業 (特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。) において汚水を排除する場合の汚水排出量で60立方メートルを超える部分	15

別表第6 (第23条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	10 ^円
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113

40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第7 (第23条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料 (1立方メートルにつき)
	円
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	11
60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第8を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(水道の使用水量の決定に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条第2号の規定による廃止前の京都市地域水道の管理に関する条例（以下「旧地域水道管理条例」という。）又は同条第3号の規定による廃止前の京都市京北地域水道の管理に関する条例（以下「旧京北地域水道管理条例」という。）の規定により給水を受けた者（以下「旧地域水道使用者」という。）の水道の使用水量については、施行日前の期間は第3条の規定による改正前の京都市水道事業条例（以下「旧水道事業条例」という。）の規定により給水を受けたものとみなして、同条の規定による改正後の京都市水道事業条例（以下「新水道事業条例」という。）の規定により決定する。

(水道料金の額の算定に関する経過措置)

3 前項の規定により決定した使用水量に応じ、旧地域水道使用者が納入すべき料金の額（施行日以後最初に決定する使用水量に係るものに限る。）は、旧地域水道管理条例又は旧京北地域水道管理条例の規定の例により算定した額と新水道事業条例の規定により算定した額とのいずれか低い額とする。

(水道料金の減免に関する経過措置)

4 旧地域水道使用者に係る料金については、新水道事業条例第28条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額について適用し、施行日前に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額については、適用しない。

(給水装置工事の設計の審査等に係る手数料等に関する経過措置)

5 施行日前に旧地域水道管理条例第7条第1項本文の規定による承認の申

請があった給水装置の設置又は変更の工事については、新水道事業条例第24条の4に規定する手数料は、徴収しない。

6 施行日前に旧地域水道管理条例第7条第1項本文の規定による承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事に係る旧地域水道管理条例第17条第1項各号列記以外の部分に規定する加入者負担金に係る同条第2項に規定する期限については、なお従前の例による。この場合において、同項中「別に定めるところにより、市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

7 前項の工事の費用の負担については、新水道事業条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に旧京北地域水道管理条例第14条において準用する旧地域水道管理条例第7条第1項本文の規定による承認の申請があった給水装置の設置又は変更の工事に係る旧京北地域水道管理条例第13条に規定する手数料の額については、新水道事業条例第24条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 前項の工事については、新水道事業条例第24条の4に規定する手数料（新水道事業条例第6条第2項の規定による審査に係るものに限る。）は、徴収しない。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

10 施行日前に旧地域水道管理条例又は旧京北地域水道管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新水道事業条例の相当規定によりされたものとみなす。

(特定環境保全公共下水道の使用料の額の算定に関する経過措置)

11 施行日前に特定環境保全公共下水道に汚水を排除した者が納入すべき使用料の額（施行日以後最初に認定する汚水排出量に係るものに限る。）は、第10条の規定による改正前の京都市特定環境保全公共下水道条例（以下「旧特環下水道条例」という。）の規定の例により算定した額と同条の規

定による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「新特環下水道事業条例」という。）の規定により算定した額とのいずれか低い額とする。

（特定環境保全公共下水道の使用料の減免に関する経過措置）

- 12 新特環下水道事業条例第28条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に認定する汚水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額について適用し、施行日前に認定する汚水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額については、適用しない。

（料金等の徴収等に関する経過措置）

- 13 施行日前に旧地域水道管理条例、旧京北地域水道管理条例及び旧特環下水道条例の規定又はこれに基づく処分により納入しなければならないこととされた料金その他の金銭であって、この条例の施行の際未納であるものについては、管理者が徴収し、減額し、又は免除するものとする。

（罰則に関する経過措置）

- 14 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は管理者が定める。

提案理由

山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合する必要があるので提案する。